

仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

ボクたち どうすれば?
給料いつになつたら もらえないの??

Q 会社の経営状況が悪く倒産しそうです。所定支払日（賃金（給料））が所定を過ぎても給料が支払われません。行政で何らかに対応してもらえますか？

A 労働基準法では、賃金は通貨で直接労働者に全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと規定されています。

給料が支払われない場合

す。このような場合、まずは近くの労働基準監督署に相談してください。

労働基準監督署では、賃金不払いなどの法令違反について会社に対して行政指導を行います。なお、この制度には一定の要件があります。賃金未払いのまま企業が倒産したときは、未払い賃金の一部を国が立て替えて支払う「未払賃金立替払制度」があります。

未払い賃金について、破産管財人などの証明または労働基準監督署長の認定や確認の後、独立行政法人労働者健康安全機構が支払

鳥取労働局労働基準部監督課 電話0857 (29) 1703